

J R 木次線利用県内旅行商品販売促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木次線利活用推進協議会（以下「協議会」という。）が、J R 木次線利用者増加を目的として旅行事業者が行う観光商品の造成・販売事業等に対し、その費用の一部を助成するために必要な事項を定める。

(用語定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 「旅行事業者」とは、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受け、かつ島根県内に本店又は営業所等を有する事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、旅行事業者が企画・販売する J R 木次線乗車を含む旅行商品にかかる費用とし、協議会はその費用の一部を補助する。なお、補助の要件は、次の各号を満たした場合とする。

- 一 令和 4 年 4 月 1 1 日以降に販売し、協議会が別に定める日までに催行した旅行商品であること。
- 二 島根県内を発着地とし、かつ J R 木次線を同一旅行中 3 区間以上乗車する旅行商品であること。なお、観光列車「あめつち」も対象とする。
- 三 島根県内の木次線沿線市町（松江市、雲南市、奥出雲町）の観光施設等 2 か所以上への立寄りを組み込んだ旅行商品であること。
- 四 宿泊を含む場合は木次線沿線市町（松江市、雲南市、奥出雲町）に宿泊する事とするが、やむを得ず沿線以外に宿泊する場合は、第 6 条に定める実施計画書提出時に事務局と相談し必ず島根県内の施設に宿泊すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受ける者は、前条の旅行商品を扱う旅行事業者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とし、旅行事業者が催行する旅行商品の利用者 1 人当たりの代金合計額の 2 分の 1 以内とする。なお、補助金上限額は、日帰り商品は利用者 1 人当たり 3,000 円、宿泊商品は利用者一人当たり 5,000 円とする。

2 補助金の全額は、旅行商品割引に充てるものとする。

3 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（実施計画書の提出）

第6条 補助対象者は、実施計画書（様式第1号）を協議会へ提出しなければならない。

- 2 実施計画書は、原則として出発日から土曜・日曜・祝日を除いた7営業日前までに協議会へ提出するものとする。

（補助金の内示）

第7条 協議会は、前条に規定する実施計画書の提出があった場合において、その内容を精査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を内示決定し、その旨を内示通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 協議会は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、条件を付して内示決定をすることができる。

（実施計画書の変更等）

第8条 補助対象者は、前条の規定により内示通知があった補助対象事業について実施計画書の内容を変更しようとするときは、出発までに変更実施計画書（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

- 一 補助対象事業の中止、又は延期
- 二 前各号に掲げるもののほか、重要な変更

- 2 事業実施中にやむを得ないと協議会が認める理由により補助対象事業費に変更があった場合に限り、事後に変更実施計画書の提出を行うことができる。
- 3 協議会は、同条に規定する変更実施計画書の提出があった場合において、その内容を精査の上、変更が適当であると認めるときは、変更内示を決定し、変更内示通知書（様式第4号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請と実績報告）

第9条 補助対象者は、第7条に定める内示通知のあった補助対象事業が完了したときは、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して協議会に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費及び対象人数が確認できる書類（参加者名簿など）。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第10条 協議会は、前条の補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を精査し、これを適正と認めたときは、交付決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知する。

- 2 協議会は、確定日から30日以内に補助金を補助対象者に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第 11 条 協議会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 一 この要綱の規定に違反したとき
- 二 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 三 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 協議会は、前項の取り消しを行ったときは、その旨を交付決定取消通知書により補助対象者に通知するものとする。

(書類等の整備)

第 12 条 補助対象者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(二重補助の禁止)

第 13 条 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、協議会が別に定める補助金についてはこの限りではない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。